

(3) 事件別概要

昭和 45 年（不）第 9～11 号併合事件

昭 45. 11. 4 受付
繰 越

申立人 (個人申立)
高知県立 A 高等学校 用務員 M
高知県立 B 高等学校 調理員 N
高知県立 C 高等学校 守衛 O

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 懲戒処分の取消し
- 給与上の不利益回復
- 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 被申立人は、昭和 44 年 11 月 5 日に申立人に対し、「昭和 44 年 7 月 10 日、X 組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第 32 条、第 35 条及び地方公営企業労働関係法第 11 条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- しかしながら、申立人は、申立人が加入する X₁ 組合の上部組織である X₂ 組合及び X 組合がなした昭和 44 年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和 45 年 11 月 12 日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま平成 25 年度に繰り越した。

昭和 46 年（不）第 1 号事件

昭 46. 1. 21 受付
繰 越

申立人 (個人申立)
高知県立 A 高等学校 用務員 M

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 懲戒処分の取消し
- 給与上の不利益回復
- 陳謝文の交付

申立人主張の要旨

- 被申立人は、昭和 45 年 1 月 22 日に申立人に対し、「昭和 44 年 11 月 13 日、X 組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第 32 条、第 35 条及び地方公営企業労働関係法第 11 条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- しかしながら、申立人は、申立人が加入する X₁ 組合の上部組織である X₂ 組合及び X 組合がなした昭和 44 年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和 46 年 1 月 26 日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま平成 25 年度に繰り越した。

昭和 51 年（不）第 1～10 号併合事件

昭和 51. 2. 25 受付
繰 越

申立人	(個人申立)	
	高知県立 A 高等学校	用務員 M
	高知県立 B 高等学校	守衛 N
	高知県立 C 高等学校	技能員 O
	高知県立 D 高等学校	用務員 P
	高知県立 E 高等学校	技能員 Q
	高知県立 F 高等学校	技能員 R
	高知県立 G 高等学校	守衛 S
	高知県立 H 高等学校	技能員 T
	高知県立 I 高等学校	技師 U
	高知県立 J 高等学校	守衛 V

被申立人 Y

請求する救済の内容

- 1 懲戒処分 of 取消し
- 2 給与上 of 不利益回復
- 3 陳謝文 of 交付

申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和 50 年 2 月 27 日に申立人に対し、「昭和 49 年 4 月 11 日、13 日及び同年 5 月 23 日に X 組合 of 同盟罷業に際し、上司 of 承認を受けずで正常な勤務をしなかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入する X₁ 組合 of 上部組織である X₂ 組合及び X 組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為である。

被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

審査経過

昭和 51 年 2 月 27 日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま平成 25 年度に繰り越した。